前払式特定取引業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十九条第二項及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第四項の規定により、次のように公告します。

一、名称　株式会社関西互助サービス

二、代表者氏名　代表清算人　藤原　哲也

三、主たる営業所、その他の営業所及び代理店の名称及び所在地

本店　兵庫県朝来市和田山町土田五九六番地六

明石支店　兵庫県明石市藤江一六四九番地の四

福知山営業所　京都府福知山市昭和町九八番地の一（前所在地　京都府福知山市昭和新町二〇六番地の二。前々所在地　京都府福知山市堀二六八四番地）

幸徳殿　兵庫県朝来市和田山町土田五九九番地

三

四、許可年月日　昭和五十五年四月十七日

許可失効年月日　令和七年九月八日

五、営業保証金の額　金二十五万円

六、前号の営業保証金について割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を近畿経済産業局長へ提出してください。

七、前号の申出書の提出がないときは、第五号の取戻しをしようとする営業保証金は取戻されます。

令和八年三月三日

兵庫県朝来市和田山町土田五九六番地六

株式会社関西互助サービス

代表清算人　藤原　哲也